

令和元年度 柏原市社会福祉協議会 職員採用試験実施要綱

令和元年 8月

柏原市社会福祉協議会では、次のとおり職員採用試験を実施します。

1 募集職種、受験資格及び採用予定人員

職 種	受 験 資 格		採用予定 人 員
	年 齢 要 件	資 格 等	
社会福祉士	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた人[年齢制限理由]長期勤続によるキャリアの形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するもの	社会福祉士資格を有する人。 普通自動車運転免許を取得している人。	若干名

※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 成年被後见人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の日時、場所及び内容等

- (1) 第 1 次試験日時 令和元年 10 月 26 日（土） 10 時 30 分開始
- <受付時間> 午前 9 時 30 分～ 10 時 15 分
- <受付場所> 柏原市社会福祉協議会
- <試験会場> 柏原市健康福祉センター 3 階 講座室
- <持参するもの>
- ①受験票
 - ②筆記用具(HB 以上の鉛筆、消しゴム)
 - ③昼食（試験会場には食堂はありません）
- <試験内容>
- ①事務能力基礎試験・職場適応性検査
 - ②小論文
 - ③集団討論
- 最終の試験終了予定時間 15 時 45 分

いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。

<合格者の発表> (令和元年 11 月中旬の予定)

結果は合否にかかわらず、第 1 次試験の有効受験者全員に通知します。

* 11 月中旬に柏原市社会福祉協議会ホームページに合格者(受験番号)を発表しますので、必ず確認してください。

(2) 第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対し、個人面接を 11 月中旬以降に実施する予定です。詳細については、第 1 次試験合格者に通知します。

3 受験手続

(1) 申込書の請求及び提出先 柏原市社会福祉協議会 総務係

〒582-0018 柏原市大県 4-15-35 柏原市立健康福祉センター内

- ・ 柏原市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。
- ・ 郵送による請求を希望する場合、返送用の切手(120 円分)を貼り、受験者の宛先を明記した封筒を同封のうえ、上記申込先に請求してください。

(2) 受付期間及び提出書類等

受付期間	令和元年 9 月 2 日 (月) から 9 月 30 日 (月) まで (土曜、日曜、祝日を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで。
受付場所	総務係 (健康福祉センター 2 階)
郵送受付	「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きすること。「書留」等確実な方法で送付されることをお勧めします。9 月 30 日までの消印有効。
提出書類	ア 所定の受験申込書 写真の貼付・・・受験申込書の写真欄に、写真 1 枚 (申込前 3 ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで写っているもの) を貼ってください。 イ 244 円分の切手を貼った返信用封筒 (試験合否通知用) 長形 3 号封筒 (12 cm × 23.5 cm) を使用し、受験者のあて先を明記してください。 ウ 受験票・・・上記「ア」と同じ写真 1 枚を貼ってください。 エ 郵送受付の場合は 244 円分の切手を貼った返信用封筒(受験票送付用)

受験手続上の注意

- ① 申込書の記載事項等に不備があるときは受付できません。この場合、提出書類をお返しし、改めて提出していただくこととなりますので、本人持参のうえ、直接申し込んでください。
- ② 「①」により生じた遅延のほか、いかなる理由であっても受付期間経過後の受付は一切いたしませんので、早めに受験手続をしてください。
- ③ 受験手続が完了したときに「受験票」をお渡しします。試験当日にこの受験票を試

験会場受付に提示してください。

- ④ 郵送受付の場合、受験票が届かないときは問い合わせてください。

4 給与

- ※ 給与は本会職員の給与に関する規定により支給します。
- ※ 勤務時間は午前8時45分～午後5時15分
- ※ 初任給は、経歴その他一定の条件により加算されることがあります。
- ※ このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ※ ただし、社会情勢により給与制度が改正され、金額などが変更されることがあります。

5 採用の時期

相談の上、令和2年1月1日以降、随時採用の予定です。ただし採用後6ヶ月間は試用期間とします。

6 その他

- (1) 簡単な文書作成でワード・エクセルが使えること。また自転車、自動車、原動機付自転車等を使用していただきます。
- (2) 受験資格がないこと、又は申込記載事項を偽って記載したことが判明したときは合格を取り消します。
- (3) 採用までに職員となるにふさわしくない非行があった場合は合格を取り消します。
- (4) 不採用となった場合、受験申込書は返却いたします。
- (5) 試験当日、災害等で主要交通機関が運休している場合、試験を中止することがありますので、午前8時から同8時30分までに下記まで試験実施有無の確認をしてください。

※ お問い合わせは、柏原市社会福祉協議会 総務課総務係まで

(〒582-0018 柏原市大県4-15-35 TEL 072-972-6786)